

復興庁ホームページに掲載する連携事例の基準

平成 24 年 7 月 23 日
ボランティア・公益的民間連携班

(趣旨)

第1条 本基準は、東日本大震災からの復興のための施策を実施するに当たって地方公共団体等の行政機関等が多様な担い手と連携している事例を復興庁ホームページに掲載することにより、当該連携による復興に資するため、当該ホームページに掲載する事例の基準を定めるものである。

(掲載の基準)

第2条 前条に定める事例(以下「連携事例」という。)として復興庁ホームページに掲載するものは、次の一から三のいずれにも適合するものであること。

一 連携事例の内容に関する基準

連携事例の内容が次のアからエのいずれにも適合するものであること。

ア 二の要件を満たす三者以上の者が連携することによって東日本大震災からの復興の加速に寄与したもの、又は寄与する見込みであるものであること

イ その対象とする範囲において多くの住民に裨益するものであること

ウ その対象とする範囲の住民の意向を十分に反映できるよう配慮がなされていること

エ 東日本大震災からの復興への寄与の度合いに比して、連携事例を実施する者の過度の利益が図られるおそれがないこと

二 連携事例を実施する者に関する基準

連携事例が、行政機関等と次のアからウに掲げる者のうち異なる二者以上の者が連携して実施されること。

ア 企業等

イ ボランティア団体・支援団体(NPO、NGO、公益法人等)

ウ 被災地の住民等による組織(自治会、PTA、商店街振興会等)

三 連携事例の進め方に関する基準

連携事例の実施にあっては、実施する者が協働して目標設定や行動計画の策定を行い、責任を分かち合うプロセス(マルチ・ステークホルダー・プロセス)により進められていること、又はその見込みがあること。